

収 入 印 紙 貼 付 欄	
1 万円 未満のもの	非課税
100 万円 以下のもの	200 円
200 万円 "	400 円
300 万円 "	1,000 円
500 万円 "	2,000 円
1,000 万円 "	10,000 円
5,000 万円 "	20,000 円
1 億円 "	60,000 円
5 億円 "	100,000 円
10 億円 "	200,000 円
50 億円 "	400,000 円
50 億円を超えるもの	600,000 円
契約金額の記載のないもの	200 円

土木設計等業務委託契約書

		文書番号		号							
名 称	2025 年日本国際博覧会 休憩所他 設計業務										
業 務 委 託 料			十億			百万			千		円
う ち 取 引 に か か る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額											
履 行 期 間	☐ 年 月 日から 2023 年 12 月 22 日まで ☐ 契約後 日										
履 行 場 所	別紙仕様書のとおり										
保 証 事 項	☐ 契約保証金 円 ☐ 有価証券等 ☐ 金融機関の保証 ☐ 保証事業会社の保証 ☐ 履行保証保険 ☐ 免除										
前 払 金	☐ 約款第 33 条適用 ☒ 約款第 33 条適用外										
そ の 他											

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 住所又は事務所所在地 大阪市住之江区南港北一丁目 1 4 番 1 6 号
 商号又は名称 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
 氏名又は代表者氏名 事務総長 石毛 博行 印

受注者 住所又は事務所所在地
 商 号 又 は 名 称
 氏 名 又 は 代 表 者 氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約記載の業務（以下「業務」という。）を契約記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第13条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合、受注者又は受注者の管理技術者は当該指示に従い業務を履行しなければならない。

4 受注者は、この契約若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停（第48条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立ては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任等)

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、発注者および受注者が合意するときは、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない）を用いて行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があるときは、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(事故等の報告義務)

第5条 受注者は、履行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な履行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務の履行に与える影響を最小限にするよう、

努めなければならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の保証)

第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4号において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を履行する上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を履行する上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書に指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書に指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 受注者は、前項に基づき業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、発注者に対し、第三者の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

4 受注者は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせたときは、発注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

第11条の2 受注者は、業務の履行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者及び受注者は、成果物によって表現される建築物（以下「本件建築物等」という。）について、新たに意匠登録（意匠法第3条等）を受けようとする場

合、相手方に対し、書面をもって通知し、あらかじめ承諾を得なければならない。

- 4 発注者及び受注者は、本件建築物等について、自らが意匠登録している場合、又は第三者が意匠登録していることを知っている場合、相手方に対し、その旨を書面をもって通知しなければならない。

(調査職員)

第 12 条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約に基づく業務の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2 名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第 2 項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、書面により行わなければならない。

- 5 この契約に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第 13 条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第 14 条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知、同条第 3 項の請求、同条第 4 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第 13 条の 2 受注者は、発注者が設計図書に定めるときは、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 照査技術者は、前条第 1 項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第 13 条の 3 この業務を履行するために必要な地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第 13 条の 4 受注者がこの業務の履行に必要な調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 14 条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 10 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 15 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、こ

の契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第 16 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は、性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、第 3 項に違反し貸与品等を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能としたときは、発注者の選択に従い、指定した期間内に代品・不足分を納め若しくは修補して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の履行の迫完義務)

第 17 条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその履行の迫完を請求したときは、当該請求に従わなければならない。当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を履行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3) 設計図書の表示が明確でないこと

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき

又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じないときは、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより業務現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を履行することができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知し、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要と

したとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第 21 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対し、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 22 条 受注者は、履行期間内に成果物を引き渡すことができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 23 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 24 条 本契約の規定に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わないときは、発注者が受注者の意向に配慮のうえ定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第 22 条の場合は、発注者が履行期間の変更の請求を受けた

日、前条の場合は、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から 7 日以内に協議開始の日を通知しないときは、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 25 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わないときは、発注者が受注者の意向に配慮のうえ定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合ときは、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 26 条 受注者は、業務を履行するにあたって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 27 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 28 条の 2 第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者が負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 業務を履行するにつき第三者に損害(第 3 項に

規定する損害を除く。)を生じさせたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を履行するにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)を生じさせたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、業務を履行するにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を履行するにつき第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第28条の2 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものは、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に従事する業務の出来形部分(以下本条及び第45条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者の負担とする。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第29条 発注者は、第11条、第17条から第23条まで、第26条又は第27条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が受注者の意向に配慮のうえ定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しないときは、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第30条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、成果物の検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、履行期間内または発注者の指定する期間内に履行を迫完して発注者の検査を受けなければならない。この場合、迫完の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第31条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日に満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第32条 発注者は、第30条第4項若しくは第5項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前に、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を負担しなければならない。

(前払金)

第 33 条 受注者は、保証事業会社と、契約記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託した後、発注者に対して前払金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、前払金の受領後、設計図書の変更その他の理由により、業務委託料を変更した結果、変更後の業務委託料が当初業務委託料の 2 割以上増加した場合、その増加した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。この場合、前項の規定を準用する。

4 受注者は、設計図書の変更その他の理由により、業務委託料を変更した結果、変更後の業務委託料が当初業務委託料の 2 割 5 分以上減少した場合、その減少した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得られた額（以下「超過額」という。）を業務委託料が減額された日から 30 日以内に発注者に返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 37 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から 14 日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、第 4 項の期限の翌日における民事法定利率の割合で計算して得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

7 前項の規定は、第 35 条の前払金について、受注者が発注者の指定した期間内に返還しない場合にこれを準用する。

（保証契約の変更）

第 34 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求するときは、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

らない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われたときは、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（保証契約の解除）

第 35 条 受注者は、保証契約が解除されたときは、既に支払われた前払金の全部又は一部を発注者の指定する期間内に返還しなければならない。

（前払金の使用等）

第 36 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する金額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払いに充当してはならない。

（部分引渡し）

第 37 条 成果物について、発注者が設計図書に業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第 30 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 5 項及び第 31 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合、第 30 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第 5 項及び第 31 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前 2 項の規定により準用される第 31 条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合、第 1 号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第 2 号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前 2 項において準用する第 30 条第 2 項の検査の結果の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第 1 項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料)

(2) 第 2 項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料)

(前払金等の不払に対する業務中止)

第 38 条 受注者は、発注者が第 33 条又は第 37 条において準用される第 31 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 39 条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対してその修補、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の受注者が負うべき責任は、第 30 条第 2 項(第 37 条第 1 項又は第 2 項が準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4 第 1 項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、契約不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完または業務委託料の減額を請求することができない。

6 第 1 項及び第 4 項に規定する請求並びに第 4 2 条の

規定による契約の解除は、第 30 条第 4 項又は第 5 項（第 37 条でこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による成果物の引渡しを受けた日から 10 年（ただし、成果物が建築物の工事に関するものであるときは、本件建物の工事完成引渡しの日から 3 年）以内に受注者に通知しなければ、することができない。ただし、発注者が成果物の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

7 前項の規定にかかわらず、契約不適合が、受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項に規定する期間は、成果物の交付の日から 10 年以内とする。

8 第 6 項の規定にかかわらず、契約不適合が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 2 条で定める住宅の新築の設計で、かつ同法施行令第 5 条で定める「構造耐力上主要な部分」もしくは「雨水の浸入を防止する部分」に関する設計内容のうち、構造耐力に影響のあるものもしくは雨水の浸入に影響のあるものに関して生じたときは、第 6 項に規定する期間は、成果物の交付の日から 10 年以内とする。

9 発注者は、成果物の交付を受けたのちに契約不適合があることを知ったときは、遅滞なく、当該契約不適合の内容を通知しなければならない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 40 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に成果物を引き渡すことができない場合において、発注者が履行期間後に引き渡す見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料から第 37 条に規定する部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払の日における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 31 条第 2 項（第 37 条が準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第 40 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において、次の各号のいずれかに

該当するときも、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 2 第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。
 - (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
 - (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
- 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から支払の日における民事法定利率を乗じて計算した利息を付さなければならない。
- （発注者の解除権）
- 第 41 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及

び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
 - (3) 第 39 条第 1 項に定める追完がなされないとき。
 - (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 前各号のほかこの契約に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 第 8 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
 - (3) 受注者が契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受注者が第 43 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 10 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。
- （誓約書の提出）

第 41 条の 2 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第 41 条の 3 発注者は、暴力団排除条例第 11 条第 1 項第 6 号の規定を踏まえ、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第 11 条第 1 項第 6 号の規定を踏まえ、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対し、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したときは、催告をすることなくこの契約を解除する。

3 前 2 項の規定により契約が解除された場合、受注者は、業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 41 条の 4 次の各号のいずれかに該当する場合、受注者は、業務委託料の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 41 条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があったとき 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があったとき 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があったとき 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定が定める再生債務者等

3 前条第 3 項及び第 1 項の場合において、第 7 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金

又は担保をもって違約金に充当することができる。

(発注者の損害賠償請求)

第 41 条の 5 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 39 条第 1 項に規定する契約不適合があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(業務完了前の発注者の任意解除権)

第 42 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 41 条及び第 41 条の 3 第 1 項、第 2 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 43 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 19 条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 20 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第 44 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 37 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第 37 条の規定により部分引渡しを受けていると

きは、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が受注者の意向に配慮のうえ定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第45条 委託者は、この契約が解除された場合において、契約解除のときまでに受注者から交付されている成果物及び未完了の成果物(以下すでに受注者から交付されているこれらのものを「交付済み成果物等」という。)があるときは、これを利用することができる。

- 2 交付済み成果物等が著作物に該当するときは、発注者は、未完了の成果物について受注者の氏名を表示してはならない。

- 3 契約解除のときまでに行った業務に関して受注者が発注者に提出すべき書類があるときは、発注者は、受注者に対し、その書類の交付を請求することができる。又、すでに受注者から発注者に交付されている書類があるときは、発注者は、これを利用することができる。

- 4 受注者は、発注者に対し、契約が解除されるまでの間、債務の本旨に従って履行した割合に応じた業務報酬(以下「各割合報酬」という。)の支払を請求することができる。

- 5 第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第41条の3又は第41条の4の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約解除の日における民事法定利率で計算して得た利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 6 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前

払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条、第41条の3又は第41条の4の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約解除の日における民事法定利率で計算して得た利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 7 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合、当該貸与品等を第16条第3項に違反して滅失又はき損したときは、発注者の指示に従い、代品又は不足分を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 8 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第10条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 9 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等は、この契約の解除が第41条、第41条の3又は第41条の4の規定によるときは受注者が負担し、第42条又は第43条の規定によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

- 10 第8項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

- 11 第7項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条、第41

条の3又は第41条の4の規定によるときは発注者が定め、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第46条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払期日の翌日における民事法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第48条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めた事項に受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者は、協議のうえ調停人を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決

を図る。この場合、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあつせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

(補則)

第49条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに発注者への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (3) 報告・届出を怠った場合は、入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第4 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第5 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第8 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第12 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第13 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第16 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第5第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- | |
|--|
| <p>(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

著作権に関する特約条項

（著作物の譲渡等）

第1条 受注者は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び第37条第2項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

第2条 受注者は、著作者人格権を行使しないものとする。